

野田市郷土博物館・市民会館『年報・紀要』投稿規定

1. 対象分野

野田市郷土博物館・市民会館『年報・紀要』は、以下のいずれかの内容のものを、投稿原稿として掲載する。

- ・野田市郷土博物館・市民会館を活用した活動の報告
- ・野田市郷土博物館の資料を活用した調査研究
- ・その他、野田市郷土博物館の設置目的に適合と当館が認めたもの

2. 投稿資格

- ・野田市民及び野田市内で活動する個人及び団体
- ・その他野田市に関わる活動をする個人及び団体

3. 投稿の方法

- ・投稿は可能な限り電子メール等による電子投稿とする。電子投稿が不可能な場合、原稿 2 部を当館に提出する。
- ・投稿の際には、必ず投稿原稿整理カードを提出する。
- ・団体による投稿の場合は代表を定めて投稿する。

4. 原稿について

- ・原稿は未発表のものに限り、原則として日本語を用いる。
- ・原稿の長さは図版等を含め、刷り上がり 2 頁～8 頁程度(2,000～10,000 字程度)とする。
- ・図版、写真等で第 3 者が権利を有するものについては、著者の責任において許諾を取り、それを証明する書面の写しを提出すること。
- ・原稿の返却を希望する者は投稿原稿整理カードにその旨を記入すること。

5. 原稿の審査・校正

- ・原稿は、当館が選定した館外の当該分野の専門家の査読を受け、当館は査読結果に基づいて原稿を審査し、掲載可・要修正・掲載不可を判断する。
- ・査読結果、要修正の場合は、著者へ修正・再提出を求める。
- ・掲載不可と判断した原稿、相当の期間経過後も上記の修正等がなされない原稿については、投稿者にその理由を通知の上、返却する。
- ・査読者名及び査読内容については公表しない。
- ・著者校正は初校のみとする。また、必要があれば、当館において字句の添削・修正をすることがある。

6. 公開

- ・審査を経て投稿原稿は、『年報・紀要』に掲載され、公刊される。
- ・当館は有償あるいは無償でそれを頒布することができる。
- ・公刊された『年報・紀要』は野田市郷土博物館ホームページ上で公開される。
- ・上記の公刊及び公開の時期は、当館に一任される。

7. 著作権

- ・当該原稿の著作権は著作者に属するものとする。
- ・ただし、著者は前項で規定された『年報・紀要』の公刊、頒布、ホームページ上での公開の他、野田市が行う複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を無償で認めるものとする。
- ・提出された原稿が、当館により掲載可と判断された日をもって受理日とし、著者は野田市の著作権利用を認めるものとする。
- ・著者は、野田市に対し、著作者人格権を行使しない。

8. その他

- ・著者には原稿掲載誌を 3 部贈呈する。その他原稿料の支払い及び掲載料の徴収は行わない。
- ・掲載された原稿の文責はすべて著者が負うものとする。
- ・投稿原稿整理カードへの署名をもって、この規定に従うことに同意したものとみなす。団体が投稿する場合は、全員の合意を得た上で代表者が署名を行う。
- ・本規定に定めのない事項及び本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、著者及び当館は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

9. 原稿の提出・問い合わせ先

〒278-0037 野田市野田 370-8 野田市郷土博物館 紀要編集係

電話:04-7124-6851 FAX:04-7124-6866

Email:info@noda-muse.jp

附則

令和 4 年8月1日一部改正、同日より施行する。